

薬食総発 1119 第1号

平成 21 年 11 月 19 日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 薬務主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局総務課長



船員法施行規則第 53 条第 1 項に掲げる船舶に備え付ける医薬品
その他の衛生用品の数量を定める告示の一部改正について

処方せん医薬品については、薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）第 49 条第 1 項において、医師等からの処方せんの交付を受けた者以外の者に対して、正当な理由なく、販売（授与を含む。以下同じ。）を行ってはならないこととされているが、「船員法施行規則第 53 条第 1 項の規定に基づき、船舶に医薬品を備え付けるために船長の発給する証明書をもって、同項に規定する処方せん医薬品を船舶所有者に販売する場合」は、「処方せん医薬品等の取扱いについて」（平成 17 年 3 月 30 日付薬食発第 0330016 号医薬食品局長通知）1 の（2）において、当該「正当な理由」に該当するものとされている。

今般、船内で新型インフルエンザ（A/H1N1）を発症した船員への対応を検討するために、国土交通省に「衛生用品表検討委員会」が設置され、同委員会において、抗インフルエンザウイルス剤について、医師又は衛生管理者が乗り込む船舶に備え置くことが適当であるとされた。これを踏まえ、「船員法施行規則第 53 条第 1 項に掲げる船舶に備え付ける医薬品その他の衛生用品の数量を定める告示」（平成 7 年運輸省告示第 801 号。以下「衛生用品告示」という。）の一部が改正されたところである。

ついては、改正の内容等は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内関係機関等に対し周知徹底方お願いしたい。

なお、薬事法施行規則（昭和 36 年厚生省令第 1 号）第 138 条第 14 号において、卸売販売業における医薬品の販売の相手方として、「船員法（昭和 22

年法律第100号)の適用を受ける船舶所有者であつて船員法施行規則(昭和22年運輸省令第23号)第53条第1項の規定に基づく医薬品を使用するもの」が規定されていることを申し添える。

記

1 改正内容

衛生用品告示のうち、甲種衛生用品表及び乙種衛生用品表内用薬の項に「抗インフルエンザウイルス剤」が追加されたこと。

2 施行期日

施行期日は、平成21年11月17日とされたこと。